

議案第103号

小松島市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

小松島市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年小松島市条例第9号）の一部を別紙のように改正する。

令和5年12月4日提出

小松島市長 中山俊雄

小松島市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例

第1条 小松島市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年小松島市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項及び第25条第1項中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の127.5」を「100分の132.5」に改める。

附則に次の2項を加える。

（令和5年給料表改定の効力発生時期）

5 第4条（第18条第4項の規定において適用する場合を含む。）の規定により給与条例第3条第1項の規定を準用する場合において、小松島市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和5年小松島市条例第 号）第1条の規定による給与条例第3条第1項に規定する給料表の改定（以下「令和5年給料表改定」という。）に係る会計年度任用職員の給料及び報酬についての令和5年給料表改定の効力は、令和5年4月1日から生ずるものとする。

6 第10条から第12条まで及び第20条から第22条までの規定による給与の額の算出に係る会計年度任用職員の給料及び報酬についての令和5年給料表改定の効力は、前項の規定にかかわらず、令和5年12月1日から生ずるものとする。

第2条 小松島市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第15条第1項及び第25条第1項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の132.5」を「100分の130」に改める。

附 則

（施行期日等）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令

和6年4月1日から施行する。

- 2 第1条の規定による改正後の小松島市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（以下「会計年度給与条例」という。）の規定（第15条第1項及び第25条第1項の規定に限る。）は、令和5年12月1日から適用する。

（給与の内払）

- 第2条 第1条の規定による改正後の会計年度給与条例（以下「改正後の会計年度給与条例」という。）の規定を適用する場合には、同条の規定による改正前の会計年度給与条例に基づいて支給された給与は、改正後の会計年度給与条例の規定による給与の内払とみなす。